

令和8年9月8日

唐津市長 様

特定非営利活動法人やまもと宅老所たから

代表者氏名 理事長 永嶋 亜依子
電話番号 0955-78-3525

定 款 変 更 認 証 申 請 書

下記のとおり定款を変更することについて、特定非営利活動促進法第25条第3項の認証を受けたいので、申請します。

記

1 変更の内容

新旧対照表

新	旧
目的及び事業 この法人は、高齢者や障害者及び子ども達など、地域で暮らす人々が住み慣れた地域で共に安心して生活し、お互いが支え合い助け合う活力ある地域社会を実現していくための事業を行い、福祉の増進、安心して快適なまちづくりの推進を図るための活動を通じ、豊かな地域社会の形成に寄与することを目的とする。 この法人は、上記の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。 （1）保健、医療又は福祉の増進を図る活動 （2）まちづくりの推進を図る活動 （3）子どもの健全育成を図る活動 この法人は、上記の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。 （1）介護保険法に基づく事業 （2）高齢者及び認知症の方々の生活支援と子育て支援の事業 （3）障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業 （4）成年後見制度に基づく事業 （5）<u>有料老人ホームの運営に関する事業</u> （6）<u>その他上記の目的を達成するために必要な事業</u>	目的及び事業 この法人は、高齢者や障害者及び子ども達など、地域で暮らす人々が住み慣れた地域で共に安心して生活し、お互いが支え合い助け合う活力ある地域社会を実現していくための事業を行い、福祉の増進、安心して快適なまちづくりの推進を図るための活動を通じ、豊かな地域社会の形成に寄与することを目的とする。 この法人は、上記の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。 （1）保健、医療又は福祉の増進を図る活動 （2）まちづくりの推進を図る活動 （3）子どもの健全育成を図る活動 この法人は、上記の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。 （1）介護保険法に基づく事業 （2）高齢者及び認知症の方々の生活支援と子育て支援の事業 （3）障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業 （4）成年後見制度に基づく事業 （5）その他上記の目的を達成するために必要な事業

2 変更の理由

有料老人ホームの運営に関する事業を（既に）行っており、目的に追加すべきだと思われるため。

特定非営利活動法人 やまもと宅老所たから 臨時総会議事録

1 日 時 令和 8 年 9 月 6 日 10 時 00 分～10 時 30 分

2 場 所 当法人事務所（佐賀県唐津市石志 3 2 0 3 番地 3）

3 出席者数 社員数 10 名
出席社員数 7 名（うち委任状 3 名）

4 審議事項
第 1 号議案 定款変更の件

5 議事の経過の概要及び議決の結果

議長の選任方法を諮ったところ、永嶋亜依子が議長に選任され（定款第 2 7 条）、議事録署名人として、高島栄雄・古川邦子 が選任された（定款第 3 1 条第 2 項）。

第 1 号議案 定款変更の件

議長は、現在行っている有料老人ホームの運営に関する事業について、定款第 5 条（事業）に追加する必要があること、別紙「新旧対照表」により変更案を示し、これを議場に諮ったところ、満場一致をもって異議なく可決確定した。

以上をもって全ての議案の審議が終了したので、議長は閉会を宣し、上記の議決を明確にするため、議長及び議事録署名人において次に記名押印する。

令和 8 年 9 月 6 日

議 長 永嶋亜依子 印

議事録署名人 高島栄雄 印

同 古川邦子 印



定 款

特定非営利活動法人

やまもと宅老所 たから

令和 年 月 日

上記定款は、現行定款に相違ありません。

特定非営利活動法人 やまもと宅老所 たから

理事 永 嶋 亜 依 子

特定非営利活動法人 やまもと宅老所 たから 定款

第1章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人 やまもと宅老所 たから という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を佐賀県唐津市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、高齢者や障害者及び子ども達など、地域で暮らす人々が住み慣れた地域で共に安心して生活し、お互いが支え合い助け合う活力ある地域社会を実現していくための事業を行い、福祉の増進、安心して快適なまちづくりの推進を図るための活動を通じ、豊かな地域社会の形成に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第 5 条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 介護保険法に基づく事業
- (2) 高齢者及び認知症の方々の生活支援と子育て支援の事業
- (3) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業
- (4) 成年後見制度に基づく事業
- (5) 有料老人ホームの運営に関する事業
- (6) その他第3条の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第 6 条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第 7 条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第 8 条 会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第 9 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第 10 条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、社員総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第 12 条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 顧問・役員及び職員

(顧問)

第 13 条 この法人は、学識経験者たる顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会に諮り理事長が委嘱する。

3 顧問は、必要に応じこの法人の運営について意見を述べることができる。

(種別及び定数)

第 14 条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上

(2) 監事 1人

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第15条 理事及び監事は、社員総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第16条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを社員総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、社員総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第17条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の社員総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第18条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第19条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、社員総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第20条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、社員総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

- 第21条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。
- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 社員総会

(種別)

- 第22条 この法人の社員総会は、通常社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

- 第23条 社員総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

- 第24条 社員総会は、以下の事項について議決する。
- (1) 定款の変更
 - (2) 解散
 - (3) 合併
 - (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
 - (5) 事業報告及び活動決算
 - (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
 - (7) 入会金及び会費の額
 - (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
 - (9) 事務局の組織及び運営
 - (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

- 第25条 通常社員総会は、毎事業年度1回開催する。
- 2 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第16条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

- 第26条 社員総会は、第25条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第25条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に臨時社員総会を招集しなければならない。
- 3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 社員総会の議長は、その社員総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第28条 社員総会は、正会員総数の2分の1上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第29条 社員総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 社員総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が社員総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第30条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第28条、第29条第2項、第31条第1項第2号及び第50条の適用については、社員総会に出席したものとみなす。
- 4 社員総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第31条 社員総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
 - 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、社員総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 社員総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 社員総会に付議すべき事項
- (2) 社員総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他社員総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第16条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第34条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第37条第2項及び第39条第1項第2号

の適用については、理事会に出席したものとみなす。

- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、社員総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、社員総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第45条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、社員総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、社員総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、社員総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、社員総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 社員総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散総会の議決により選定した者に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、社員総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第10章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。ただし、第54条ただし書きの規定は、改正法附則第1条第2号に掲げる規定の施行日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	永 嶋 聖 健
副理事長	高 島 定 雄
理事	宮 原 正 行
監事	内 野 秀 幸

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第17条第1項の規定にかかわらず、成立の日

から平成26年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立社員総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から平成26年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金	正会員	1,000円
	賛助会員	なし
(2) 年会費	正会員	1,000円
	賛助会員	1,000円

2026年度の事業計画書

2026年4月1日 から 2027年3月31日 まで

特定非営利活動法人やまもと宅老所たから

1 事業の成果

唐津市全域において、増え続ける要介護高齢者を中心に、ご本人の生活全般の支援とその介護であるご家族を支える事を主目的にし、小規模ながら独自の活動で、子育て支援などの諸ニーズに応えています。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に関わる事業

事業名 定款に記載した 事業	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施 日時 (B)当該事業の実施 場所 (C)従事者の人数	(D)受益対象者の 範囲 (E)人数	事業費の金額 (単位:千円)
介護保険法に基 づく事業	通所介護事業	(A)月～日曜日 (B)唐津市内 (C)9人	(D)要介護高齢者 (E)最大15名/日	32,810
高齢者及び認知 症の方々の生活 支援と子育て支 援の事業	自費デイサービス 宿泊サービス (自費サービス)	(A)毎日 (B)唐津市内 (C)9人	(D)高齢者の方々 (E)最大10名/日	820
高齢者及び認知 症の方々の生活 支援と子育て支 援の事業	一時宅児 病児宅児	(A)必要時 (B)唐津市内 (C)1～2人	(D)宅児を要する児 童 (E)1～2名	0
有料老人ホーム の運営に関する 事業	有料老人ホーム	(A)毎日 (B)唐津市内 (C)9人	(D)高齢者の方々 (E)最大15名/日	7,382

2027年度の事業計画書

2027年4月1日 から 2028年3月31日 まで

特定非営利活動法人やまもと宅老所たから

1 事業の成果

唐津市全域において、増え続ける要介護高齢者を中心に、ご本人の生活全般の支援とその介護であるご家族を支える事を主目的にし、小規模ながら独自の活動で、子育て支援などの諸ニーズに応えています。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に関わる事業

事業名 定款に記載した 事業	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施 日時 (B)当該事業の実施 場所 (C)従事者の人数	(D)受益対象者の 範囲 (E)人数	事業費の金 額 (単位:千円)
介護保険法に基 づく事業	通所介護事業	(A)月～日曜日 (B)唐津市内 (C)9人	(D)要介護高齢者 (E)最大15名/日	35,661
高齢者及び認知 症の方々の生活 支援と子育て支 援の事業	自費デイサービス 宿泊サービス (自費サービス)	(A)毎日 (B)唐津市内 (C)9人	(D)高齢者の方々 (E)最大10名/日	892
高齢者及び認知 症の方々の生活 支援と子育て支 援の事業	一時宅児 病児宅児	(A)必要時 (B)唐津市内 (C)1～2人	(D)宅児を要する児 童 (E)1～2名	0
有料老人ホーム の運営に関する 事業	有料老人ホーム	(A)毎日 (B)唐津市内 (C)9人	(D)高齢者の方々 (E)最大15名/日	8,024

2026年度の活動予算書

2026年4月1日 から 2027年3月31日 まで

特定非営利活動法人やまもと宅老所たから
(単位: 円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 事業収益	49,000,000		
2 雑収入	610,000		
3 受取利息	3,000		
受取配当金	2,500	49,615,500	
経常収益計			49,615,500
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
介護保険法事業費	16,000,000		
他事業費	7,000,000		
賞与	1,000,000		
法定福利費	3,600,000	27,600,000	
(2) その他経費			
福利厚生費	250,000		
外注費	-		
給食費	2,700,000		
交際費	10,000		
交通費	5,000		
通信費	270,000		
消耗品費	180,000		
事務用品費	60,000		
修繕費	60,000		
水道光熱費	1,700,000		
新聞図書費	45,000		
諸会費	36,000		
支払手数料	400,000		
燃料費	120,000		
リース料	1,300,000		
支払保険料	380,000		
減価償却	1,500,000		
地代家賃	360,000		
租税公課	490,000		
レクリエーション費	17,000		
支払利息	3,000,000		
雑費	530,000	13,413,000	
事業費計			41,013,000
2 管理費			
役員報酬	3,000,000		
管理費計		3,000,000	
			44,013,000
III 経常費用計			
当期経常増減額			5,031,307
税引前当期経常増減額			5,031,307
法人税等			71,000
当期正味財産増減額			4,960,307
前期正味財産増減額			△ 12,927,490
次期繰越正味財産額			△ 7,967,183

2027年度の活動予算書

2027年4月1日 から 2028年3月31日 まで

特定非営利活動法人やまもと宅老所たから

(単位: 円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 事業収益	50,000,000		
2 雑収入	620,000		
3 受取利息	4,000		
受取配当金	2,500	50,626,500	
経常収益計			50,626,500
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
介護保険法事業費	17,000,000		
他事業費	8,000,000		
賞与	2,000,000		
法定福利費	3,600,000	30,600,000	
(2) その他経費			
福利厚生費	260,000		
外注費	-		
給食費	2,800,000		
交際費	10,000		
交通費	5,000		
通信費	270,000		
消耗品費	200,000		
事務用品費	70,000		
修繕費	60,000		
水道光熱費	1,800,000		
新聞図書費	45,000		
諸会費	36,000		
支払手数料	400,000		
燃料費	120,000		
リース料	1,400,000		
支払保険料	390,000		
減価償却	1,600,000		
地代家賃	360,000		
租税公課	500,000		
レクリエーション費	20,000		
支払利息	3,100,000		
雑費	530,000	13,976,000	
事業費計			44,576,000
2 管理費			
役員報酬	3,000,000		
管理費計		3,000,000	
			47,576,000
III 経常費用計			
当期経常増減額			5,031,307
税引前当期経常増減額			5,031,307
法人税等			71,000
当期正味財産増減額			4,960,307
前期正味財産増減額			△ 12,927,490
次期繰越正味財産額			△ 7,967,183